

江東区こども・子育て支援事業計画の取組結果(令和5年度実績)

1. 教育・保育事業(江東区こども・子育て支援事業計画P.78-81参照)

幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する場合は、利用のための認定を受ける必要がある。保護者の就労状況等により3つの認定区分があり、この認定区分に応じて利用できる施設が決定する。

<教育・保育区分>

- ・教育標準時間認定 1号(3～5歳) ※1 専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭 認定こども園・幼稚園
- ・保育認定 2号(3～5歳) 共働き家庭等 認定こども園・保育所
- ・保育認定 3号(0～2歳) 共働き家庭等 認定こども園・保育所・地域型保育 ※2

※1 共働きでも幼稚園の教育を希望する場合は1号認定を受ける。

※2 0～2歳児を対象とした施設で、小規模保育(利用定員6人～19人)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがある。

(1) 1号認定(3～5歳/教育標準時間認定)【学務課】

(月極利用定員数)

	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み		4,883	4,823	4,763	3,738
幼稚園 認定こども園	計画(1) 〔確保方策〕	2,997	2,947	2,877	2,269	2,199
	実績(2)	2,774	2,444	2,304	2,269	
	過不足(2-①)	△ 223	△ 503	△ 573	0	
	割合(2/①)	92.6%	82.9%	80.1%	100.0%	
確認を受けない 幼稚園	計画(1) 〔確保方策〕	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
	実績(2)	2,030	2,030	2,030	2,030	
	過不足(2-①)	0	0	0	0	
	割合(2/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
計	計画(1) 〔確保方策〕	5,027	4,977	4,907	4,299	4,229
	実績(2)	4,804	4,474	4,334	4,299	
	過不足(2-①)	△ 223	△ 503	△ 573	0	
	割合(2/①)	95.6%	89.9%	88.3%	100.0%	
過不足理由 (計画と実績の差)	区立幼稚園において適正配置計画等に基づき、学級数を変更したが、計画との差はない。					

(2) 2号認定(3～5歳/保育認定)【保育政策課・保育支援課】

(月極利用定員数)

	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み		8,761	8,637	8,317	7,965
認可保育園	計画(1) 〔確保方策〕	9,109	9,482	9,951	10,230	10,358
	実績(2)	9,109	9,495	9,993	10,230	
	過不足(2-①)	0	13	42	0	
	割合(2/①)	100.0%	100.1%	100.4%	100.0%	
地域型保育	計画(1) 〔確保方策〕	3	3	3	3	3
	実績(2)	3	5	3	3	
	過不足(2-①)	0	2	0	0	
	割合(2/①)	100.0%	166.7%	100.0%	100.0%	
認可外保育施設	計画(1) 〔確保方策〕	286	265	265	170	170
	実績(2)	254	195	175	146	
	過不足(2-①)	△ 32	△ 70	△ 90	△ 24	
	割合(2/①)	88.8%	73.6%	66.0%	85.9%	
計	計画(1) 〔確保方策〕	9,398	9,750	10,219	10,403	10,531
	実績(2)	9,366	9,695	10,171	10,379	
	過不足(2-①)	△ 32	△ 55	△ 48	△ 24	
	割合(2/①)	99.7%	99.4%	99.5%	99.8%	
過不足理由 (計画と実績の差)	認可保育園は、民間活力を活用した施設整備等による新規開設(1施設)が計画通り実施された。認可外保育施設は、認可移行、施設の廃止及び定員変更により減となった。					

(3)3号認定(1・2歳／保育認定)【保育政策課・保育支援課】

(月極利用定員数)

	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	5,505	5,625	5,869	4,903	4,915
認可保育園 認定こども園	計画(①) 〔確保方策〕	4,896	5,081	5,322	5,487	5,533
	実績(②)	4,896	5,089	5,434	5,487	
	過不足(②-①)	0	8	112	0	
	割合(②/①)	100.0%	100.2%	102.1%	100.0%	
地域型保育	計画(①) 〔確保方策〕	230	230	230	226	226
	実績(②)	239	234	226	236	
	過不足(②-①)	9	4	△ 4	10	
	割合(②/①)	103.9%	101.7%	98.3%	104.4%	
認可外保育施設	計画(①) 〔確保方策〕	826	793	793	453	453
	実績(②)	793	665	493	417	
	過不足(②-①)	△ 33	△ 128	△ 300	△ 36	
	割合(②/①)	96.0%	83.9%	62.2%	92.1%	
計	計画(①) 〔確保方策〕	5,952	6,104	6,345	6,166	6,212
	実績(②)	5,928	5,988	6,153	6,140	
	過不足(②-①)	△ 24	△ 116	△ 192	△ 26	
	割合(②/①)	99.6%	98.1%	97.0%	99.6%	
過不足理由 (計画と実績の差)	認可保育園は、民間活力を活用した施設整備等による新規開設(1施設)が計画通り実施された。認可外保育施設は、認可移行、施設の廃止及び定員変更により減となった。					

(4)3号認定(0歳／保育認定)【保育政策課・保育支援課】

(月極利用定員数)

	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	1,186	1,199	1,210	1,029	1,027
認可保育園 認定こども園	計画(①) 〔確保方策〕	986	986	992	991	991
	実績(②)	986	966	987	991	
	過不足(②-①)	0	△ 20	△ 5	0	
	割合(②/①)	100.0%	98.0%	99.5%	100.0%	
地域型保育	計画(①) 〔確保方策〕	63	63	63	58	58
	実績(②)	66	66	58	63	
	過不足(②-①)	3	3	△ 5	5	
	割合(②/①)	104.8%	104.8%	92.1%	108.6%	
認可外保育施設	計画(①) 〔確保方策〕	276	276	276	141	141
	実績(②)	252	205	156	116	
	過不足(②-①)	△ 24	△ 71	△ 120	△ 25	
	割合(②/①)	91.3%	74.3%	56.5%	82.3%	
計	計画(①) 〔確保方策〕	1,325	1,325	1,331	1,190	1,190
	実績(②)	1,304	1,237	1,201	1,170	
	過不足(②-①)	△ 21	△ 88	△ 130	△ 20	
	割合(②/①)	98.4%	93.4%	90.2%	98.3%	
過不足理由 (計画と実績の差)	認可保育園は、民間活力を活用した施設整備等による新規開設(1施設)が計画通り実施された。認可外保育施設は、認可移行、施設の廃止及び定員変更により減となった。					

2. 地域子ども・子育て支援事業(江東区子ども・子育て支援事業計画P.82-91参照)

(1) 利用者支援事業【保健予防課・養育支援課・保育支援課】

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
 利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」(子ども家庭支援センター)、利用者支援のみを行う「特定型」(保育園ナビゲーター:本庁・豊洲特別出張所)、妊娠期から子育て期にわたる総合的な切れ目のない支援を行う「母子保健型」(保健相談所)の3類型がある。

(実施か所数)

実施か所数	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	12	12	14	14	14
	計画(①) 【確保方策】	12	12	14	14	14
	実績(②-1) 基本型 「子ども家庭支援センター」	6	6	8	8	
	実績(②-2) 特定型 「保育園ナビゲーター」	2	2	2	2	
	実績(②-3) 母子保健型 「保健相談所」	4	4	4	4	
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0
割合(②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
過不足理由 (計画と実績の差)	いずれも計画通りの実績となっている。					

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)【保育政策課・保育支援課】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業。

(月極利用平均人数)

月極利用平均人数	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	計画(①) 【確保方策】	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	実績(②)	1,160	1,303	814	758	
	過不足(②-①)	△ 690	△ 547	△ 1,036	△ 1,092	
	割合(②/①)	62.7%	70.4%	44.0%	41.0%	
過不足理由 (計画と実績の差)	延長保育の需要については年度ごとで保護者の雇用形態等の状況により左右されることから、実際の需要が見込みを下回った。					

(3) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)【地域教育課】

保護者が就労等により日中家庭にいない世帯の児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、健やかな育成を図る事業。平日の午後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施。

(登録者数)

江東きっずクラブ B 登録 (低学年)	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	3,666	3,721	3,767	3,839	3,862
	計画(①) 【確保方策】	3,666	3,721	3,767	3,839	3,862
	実績(②)	3,595	3,707	4,024	4,456	
	過不足(②-①)	△ 71	△ 14	257	617	
	割合(②/①)	98.1%	99.6%	106.8%	116.1%	
過不足理由 (計画と実績の差)	共働き家庭の増加及び新型コロナウイルス感染症対策が落ち着いたこともあり、当初見込んでいたB登録人数を上回る申請数があったため。					
江東きっずクラブ A 登録 (高学年)	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	1,448	1,464	1,502	1,541	1,592
	計画(①) 【確保方策】	1,448	1,464	1,502	1,541	1,592
	実績(②)	2,105	1,701	1,784	2,747	
	過不足(②-①)	657	237	282	1,206	
	割合(②/①)	145.4%	116.2%	118.8%	178.3%	
過不足理由 (計画と実績の差)	令和5年度の児童数は13,677人と予測したが、実際は12,823人と減少したため登録人数(①、②)に変動が出た。しかし、A登録の登録率について予測では11%だったところ、実績は新型コロナウイルス感染症の影響が弱まったこともあり21%と増加した。そのため、児童数が減少しているにもかかわらず、登録人数は予測を上回る結果となった。					

(4) 子育て短期支援事業【養育支援課】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業。施設で預かる「施設型」と協力家庭員（預かりボランティア）の自宅で預かる「在宅型」がある。

(年間利用者数)

	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み		1,036	995	1,000	1,024
こどもショートステイ 年間利用者数	計画(①) 〔確保方策〕	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545
	実績(②-1) 「施設型」	525	510	584	739	
	実績(②-2) 「在宅型」	430	573	452	429	
	過不足(②-①)	△ 590	△ 462	△ 509	△ 377	
	割合(②/①)	61.8%	70.1%	67.1%	75.6%	
過不足理由 (計画と実績の差)	施設型については、預かりが可能な利用者の組み合わせ(年齢や性別等)の兼ね合いや、施設までの送迎が困難なため利用が勧奨されない場合があった。在宅型については、安定して受け入れが可能な協力家庭員の数が減少したほか、協力家庭員の居住するエリアの偏りにより利用が難しい地域もあったため、計画を下回った。					

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児・産婦訪問指導事業)【保健予防課】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業。

(年間訪問件数)

	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み		4,824	4,876	4,923	4,183
年間訪問件数	計画(①) 〔確保方策〕	4,824	4,876	4,923	4,183	4,177
	実績(②)	3,255	3,616	3,447	3,746	
	過不足(②-①)	△ 1,569	△ 1,260	△ 1,476	△ 437	
	割合(②/①)	67.5%	74.2%	70.0%	89.6%	
	過不足理由 (計画と実績の差)	年少人口推計に基づき、100%の訪問件数を計画したが、実際の出生数が5年度3,400件であったため、計画を下回る実績となった。なお、実際の出生数における訪問率は、5年度110.2%である。(転入者等を含む)				

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業【養育支援課】

《養育支援訪問事業》

養育支援訪問事業は、養育支援(子育てに関する相談、指導、助言その他必要な支援)が特に必要な家庭に対して、民間の訪問支援者がその居宅を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言に基づく家事支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

(年間訪問件数・回数)

	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み		46	46	47	47
養育支援訪問 件数	計画(①) 〔確保方策〕	46	46	47	47	48
	実績(②)	25	31	40	42	
	過不足(②-①)	△ 21	△ 15	△ 7	△ 5	
	割合(②/①)	54.3%	67.4%	85.1%	89.4%	
	過不足理由 (計画と実績の差)	利用者の求める支援内容を訪問支援者が提供できないことがあり、利用勧奨が進まない場合があった。さらに、地域によっては訪問可能な支援者が不足していることから計画を下回った。				
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み		325	329	333	337
養育支援訪問 回数	計画(①) 〔確保方策〕	325	329	333	337	341
	実績(②)	158	226	299	320	
	過不足(②-①)	△ 167	△ 103	△ 34	△ 17	
	割合(②/①)	48.6%	68.7%	89.8%	95.0%	
	過不足理由 (計画と実績の差)	利用者の求める支援内容を訪問支援者が提供できないことがあり、利用勧奨が進まない場合があった。さらに、地域によっては訪問可能な支援者が不足していることから計画を下回った。				

《要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業》

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他の者による要保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	令和5年度は22回の実務者会議を開催し、教育委員会機関、保健機関、福祉事務所との連携を図った。そのうち関係機関を集めた全体の実務者会議は1回開催し、各関係機関で行っている事業一覧表をまとめ、要保護・要支援児童の情報共有と意見交換を行った。また、被虐待児童の早期発見や適切な対応のため、地域の関係機関や関係者が個別ケース検討会議を開催し、情報交換を行い地域における見守りや援助につなげている。 令和5年度は、116回の個別ケース検討会議を開催した。
---------------	--

(7) 地域子育て支援拠点事業【こども家庭支援課・養育支援課・保育政策課・保育支援課・学務課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

江東区では、地域子育て支援拠点事業として「子育てひろば」を行うほか、「マイ保育園ひろば」、「かんがるひろば」を実施。

- ・「子育てひろば」… 子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館、私立保育所で、親と子が一緒にのびのび過ごせる場を提供。
- ・「マイ保育園ひろば」… 在宅で子育てをしている保護者・就学前児童を対象に、認可保育所及び認定こども園で遊び場の提供や季節のイベントへのお誘い、子育て相談などを実施。
- ・「かんがるひろば」… 地域の未就園児とその保護者を対象に、区立幼稚園で親子の交流や子育て相談などを行う親子登園を実施。

《子育てひろば事業》

(人・施設数)

子ども家庭支援センター	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み(人)		210,500	210,500	289,400	289,400
利用者数	実績	34,362	56,520	145,958	230,747	
	実績-量の見込み	△ 176,138	△ 153,980	△ 143,442	△ 58,653	
	量の見込み/実績	16.3%	26.9%	50.4%	79.7%	
実施施設数	計画(①) 〔確保方策〕	6	6	8	8	8
	実績(②)	6	6	8	8	
	過不足(②-①)	0	0	0	0	
	割合(②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
過不足理由 (計画と実績の差)	交流を行う場所を開設し、相談・情報の提供・助言を行う事業のため、国の手引きに基づき、量の見込みは利用者数、計画量(確保方策)は施設の数としている。利用者数については、令和5年度は年間を通して新型コロナウイルス感染症による定員制限のない運営を行ったため、前年度より増加したものの、制限撤廃が利用者認知されるまでに時間を要したこともあり、量の見込みを下回り、79.7%の達成率となった。					
児童館	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み(人)	159,100	159,100	159,100	159,100	159,100
利用者数	実績	130,101	180,761	215,167	229,640	
	実績-量の見込み	△ 28,999	21,661	56,067	70,540	
	量の見込み/実績	81.8%	113.6%	135.2%	144.3%	
実施施設件数	計画(①) 〔確保方策〕	18	18	18	17	17
	実績(②)	18	18	18	17	
	過不足(②-①)	0	0	0	0	
	割合(②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
過不足理由 (計画と実績の差)	交流を行う場所を開設し、相談・情報の提供・助言を行う事業のため、国の手引きに基づき、量の見込みは利用者数、計画量(確保方策)は施設の数としている。利用者数については、令和2年度から子ども家庭支援センターの算定方法に合わせて、プログラム参加以外の利用者数も算入することとしており、開館時間や利用人数の制限緩和等により、量の見込みを上回り、144.3%の達成率の実績となっている。					

私立保育園	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み(人)	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
利用者数	実績	4,180	5,152	5,836	5,475	
	実績-量の見込み	△ 3,320	△ 2,348	△ 1,664	△ 2,025	
	量の見込み/実績	55.7%	68.7%	77.8%	73.0%	
実施施設件数	計画(①) 〔確保方策〕	3	3	3	3	3
	実績(②)	3	3	3	3	
	過不足(②-①)	0	0	0	0	
	割合(②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
過不足理由 (計画と実績の差)	交流を行う場所を開設し、相談・情報の提供・助言を行う事業のため、国の手引きに基づき、量の見込みは利用者数、計画量(確保方策)は施設の数としている。子育てひろばを実施している私立保育園の数に変動がないため、増減0となっている。利用者数については、待機児童が0人となり、在宅子育て世帯が減少しているため、量の見込みを27.0%下回った。					
利用者数計	量の見込み(人)	377,100	377,100	456,000	456,000	456,000
	実績	168,643	242,433	366,961	465,862	
	実績-量の見込み	△ 208,457	△ 134,667	△ 89,039	9,862	
実施施設件数計	計画(①) 〔確保方策〕	27	27	29	28	28
	実績(②)	27	27	29	28	
	過不足(②-①)	0	0	0	0	
	割合(②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

《マイ保育園ひろば》

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	区立28園(公設民営移行により前年度比1園減)、公設民営16園(公設民営移行により前年度比1園増)、私立132園(前年度比13園増)、認定こども園3園(前年度と同数)で実施。
---------------	---

《かんがるーひろば》

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	区立幼稚園全17園で実施。
---------------	---------------

(8) 一時預かり事業【こども家庭支援課・養育支援課・保育支援課・学務課】

保護者の入院や通院、親族の看護などで、家庭での保育が一時的に困難となった場合や保護者の育児負担の軽減等を目的として、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的に預かる事業。
区では、一時預かり事業として「非定型一時保育」、「緊急一時保育」、「リフレッシュひととき保育」、「ファミリーサポート事業」を実施。

- ・「非定型一時保育」… 在宅で育児をしている保護者が、通院、通学、短時間の就労、自宅での看護等の理由で、お子さんの保育ができないときに、認可保育所の一時保育室で一時的に預かる事業。
- ・「緊急一時保育」… 保護者の出産、傷病による入院、または親族等の入院看護等の理由で、一時的にお子さんの保育ができないときに認可保育所の定員の枠外で預かる事業。
- ・「リフレッシュひととき保育」… 在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センター及び一部の児童館で実施。保護者のリフレッシュを目的とし、預かる理由を問わない。
- ・「ファミリーサポート事業」… 区内で育児の手助けができる方(協力会員)と育児の助けを必要とする方(利用会員)の会員同士による援助活動。保育所・幼稚園の送迎等に利用。

ア 一時預かり事業

(年間利用者数)

在園児対象を除く 一時預かり	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	40,540	40,540	43,840	43,840	43,840
非定型一時保育	計画(①) 〔確保方策〕	19,590	19,590	19,590	19,590	19,590
	実績(②)	8,497	9,926	11,055	11,884	
	過不足(②-①)	△ 11,093	△ 9,664	△ 8,535	△ 7,706	
	割合(②/①)	43.4%	50.7%	56.4%	60.7%	
過不足理由 (計画と実績の差)	職員配置等受け入れ態勢の問題から一定期間事業を休止した施設があったことから、計画量との差が生じている。					
緊急一時保育	計画(①) 〔確保方策〕	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	実績(②)	776	624	537	644	
	過不足(②-①)	△ 1,074	△ 1,226	△ 1,313	△ 1,206	
	割合(②/①)	41.9%	33.7%	29.0%	34.8%	
過不足理由 (計画と実績の差)	利用要件が出産や疾病といった保護者又は親族等の状況に左右されることで、実際の需要が見込みを下回った。					

(年間利用者数)

在園児対象を除く 一時預かり(再掲)	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み		40,540	40,540	43,840	43,840
リフレッシュ ひととき保育	計画(①) [確保方策]	12,100	12,100	15,400	15,400	15,400
	実績(②)	5,827	9,550	13,579	19,661	
	過不足(②-①)	△ 6,273	△ 2,550	△ 1,821	4,261	
	割合(②/①)	48.2%	78.9%	88.2%	127.7%	
過不足理由 (計画と実績の差)	令和4年度に開設した亀戸、住吉子ども家庭支援センターの認知度向上や新型コロナウイルス感染症による利用制限の撤廃の影響もあり、実際の需要が見込みを上回った。					
ファミリー・ サポート事業 (未就学児)	計画(①) [確保方策]	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	実績(②)	3,720	3,965	4,364	4,284	
	過不足(②-①)	△ 3,280	△ 3,035	△ 2,636	△ 2,716	
	割合(②/①)	53.1%	56.6%	62.3%	61.2%	
過不足理由 (計画と実績の差)	新型コロナウイルス感染症の影響は減少したものの、ベビーシッター利用支援事業開始などによる他サービスが拡充したことにより、計画より減となっている。					
計	計画(①) [確保方策]	40,540	40,540	43,840	43,840	43,840
	実績(②)	18,820	24,065	29,535	36,473	
	過不足(②-①)	△ 21,720	△ 16,475	△ 14,305	△ 7,367	

イ 幼稚園預かり事業

文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、幼稚園は1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準として運営しているが、子育て支援の一環として、通院・介護などの保護者のニーズに応えるため、教育時間前後に預かり保育を実施。

(年間利用者数)

幼稚園在園児対象 一時預かり (預かり保育)	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み		64,368	66,375	68,577	70,956
2号認定による 定期的な利用	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	12,990	13,395	13,839	14,319	14,847
計	量の見込み	77,358	79,770	82,416	85,275	88,417
幼稚園預かり事業	計画(①) [確保方策]	115,323	114,518	113,713	112,868	112,036
	実績(②)	45,954	56,686	80,641	86,653	
	過不足(②-①)	△ 69,369	△ 57,832	△ 33,072	△ 26,215	
	割合(②/①)	39.8%	49.5%	70.9%	76.8%	
過不足理由 (計画と実績の差)	預かり事業の利用者数は増加傾向にあるが、在園児数の減少が続いているため、計画数を下回った。					

(9) 病児保育事業【保育支援課】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業。令和元年度において、医療機関併設型2施設、保育所併設型2施設、単独型1施設を開設している。

(年間利用者数)

延べ利用者数	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	4,230	4,233	4,215	4,224	4,259
	計画(①) [確保方策]	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
	実績(②)	654	1,507	1,805	1,897	
	過不足(②-①)	△ 5,586	△ 4,733	△ 4,435	△ 4,343	
	割合(②/①)	10.5%	24.2%	28.9%	30.4%	
過不足理由 (計画と実績の差)	病児・病後児保育事業という制度上、当日のキャンセルや病状によっては受け入れを断る場合があることから、実際の需要が見込みを下回った。					

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)【こども家庭支援課】

就学児に対する送迎等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

(年間利用者数)

ファミリー・サポート事業 (就学児)	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
計画(①) 〔確保方策〕	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
実績(②)	875	807	1,436	1,620		
過不足(②-①)	△ 2,225	△ 2,293	△ 1,664	△ 1,480		
割合(②/①)	28.2%	26.0%	46.3%	52.3%		
過不足理由 (計画と実績の差)	新型コロナウイルス感染症の影響は減少したものの、きつずクラブの受け入れ態勢の整備が整うなど他サービスが拡充したこと、また協力会員がコロナ禍前より100人程度減少していることもあり、計画より減となっている。					

(11) 妊婦健康診査【保健予防課】

江東区に居住する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業。

(年間交付件数・健診回数)

受診票 (母子健康手帳) 交付件数	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	5,306	5,364	5,415	4,601	4,595
計画(①) 〔確保方策〕	5,306	5,364	5,415	4,601	4,595	
実績(②)	4,568	4,289	4,062	4,200		
過不足(②-①)	△ 738	△ 1,075	△ 1,353	△ 401		
割合(②/①)	86.1%	80.0%	75.0%	91.3%		
健診回数 (受診者数 × 受診回数)	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	量の見込み	53,060	53,640	54,150	46,470	46,410
計画(①) 〔確保方策〕	53,060	53,640	54,150	46,470	46,410	
実績(②)	45,602	44,670	43,428	43,645		
過不足(②-①)	△ 7,458	△ 8,970	△ 10,722	△ 2,825		
割合(②/①)	85.9%	83.3%	80.2%	93.9%		
過不足理由 (計画と実績の差)	妊娠届受理時に母子手帳と妊婦健康診査受診票を交付しており、妊娠届受理件数の減少により、計画を下回った。なお、妊娠届受理件数は母子手帳交付実績と同数である。					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【保育支援課・学務課】

認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業。公費による補助を行い低所得者の負担軽減を図る。

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	(1号) ・新制度移行園では3名に補足給付を行った。私学助成幼稚園では96名に補足給付を行った。 (2・3号) 実績なし
---------------	---

(13) 多様な主体の参入促進事業【保育政策課・保育支援課・学務課】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業。子育て安心プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図る。

《私立保育所のみ》

(R6.3.31現在)

運営主体区分	株式会社	NPO	宗教法人	その他	計
令和5年度 認可施設数	103	9	1	5	118
令和5年度 取組状況	令和6年4月、株式会社による新規開設1園が開設。				

《新制度認定こども園・幼稚園》

(R6.3.31現在)

運営主体区分	株式会社	NPO	宗教法人	その他	計
令和5年度 認可施設数	0	0	0	5	5
令和5年度 取組状況	令和5年度の新規開設なし。				

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保(江東区こども・子育て支援事業計画P.92-94参照)

(1) 認定こども園の普及【学務課】

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、地域における子育て支援事業も行っている。

(R6.3.31現在)

		施設数	定員		
			保育園分	幼稚園分	計
令和5年度 認可施設数	幼保連携型認定こども園	3	290	654	944
	地方裁量型認定こども園	1	74	60	134
令和5年度 取組状況	令和5年度の新規開設なし。				

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援【保育政策課・保育支援課・学務課・指導室】

質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士の資質の向上に取り組む。

① 幼保併有資格の取得促進

幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、幼稚園教諭及び保育士資格の所有が求められていることから、令和元年度より幼稚園教諭及び保育士資格を併有していない認定こども園の職員を対象に、資格取得に要する経費の補助を行っている。

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	令和5年度の補助実績なし。
---------------	---------------

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修

江東区内の幼稚園・保育所が直面する諸課題を解決・改善するため、幼稚園教員及び保育士の資質・能力の向上を図る「保幼合同研修会」を実施している。

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	江東区内の保育園・幼稚園が直面する諸課題を解決・改善するため、保育士・教員の資質・能力の向上を図る「保幼合同研修会」を年2回(7月・12月)、オンラインで実施した。
---------------	--

③ 保育士の処遇改善

保育士等の処遇改善として、賃金改善に要した費用を私立保育所等へ補助を行っている。

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	キャリアアップ(処遇改善)に向けた取り組みとして、私立認可保育所95園:743,192千円、こども園3園:33,204千円、小規模保育所18園:59,499千円、事業所内保育所3園:716千円、居宅訪問型保育事業3事業者:18,248千円、認証保育所19園:100,699千円、病児・病後児保育室2室:2,016千円の補助事業を行った。公設民営保育所16園:167,085千円については、指定管理料に加算した。
---------------	---

④ 特に配慮を要するこどもに関わる職員の資質の向上

区内の認可保育所及び認定こども園を対象に、特別な支援を必要とする乳幼児の保育について、専門の講師による「こども発達支援ゼミ」を開催し、区全体の障害児保育の知識及び技術の向上を図っている。
発達相談費として、臨床心理士の巡回指導等、専門の見地から行う障害児等の保育指導及び助言に要する費用を私立保育所等へ補助を行っている。

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	発達相談費として私立保育所49園に5,371千円、認定こども園1園に152千円、小規模保育所1園に22千円を私立保育所等補助金に加算した。公設民営保育所13園:1,457千円については、指定管理料に加算した。
---------------	--

(3) 教育・保育事業相互の連携・幼保小の連携【保育政策課・指導室】

妊娠・出産から学童期までの一貫した支援を目指して取り組む。

① 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

区内の認可保育所及び認定こども園に対してマイ保育園ひろば事業への参画を促し、在宅子育て世帯を対象に子育て相談や園行事への参加、遊び場の提供などを行い、子育て支援の拡充を図っている。
区内地域型保育施設において、近隣の保育所との間で、日常的保育や代替保育、卒園児受け入れに係る支援など連携に関する協定の締結を促進している。

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	区内地域型保育事業実施施設18園において、近隣施設との連携に関する協定を締結している。 (協定内容) ・行事への参加に関する支援 ・保育に対する相談等の後方支援 等
---------------	---

② 幼稚園・保育園から小学校への円滑な接続の支援

「江東区連携教育の日」を設定し、区内の保幼小中の教員等が中学校区ごとに保育参観や授業参観、意見交換会を行っている。

(R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	校園長会等で、「江東区保幼小連携教育プログラム」の活用方法等を周知し、保幼小連携を進めるとともに、「江東区連携教育の日」を年2回設定し、同じ地域の公立幼稚園・保育園、私立幼稚園・保育園の幼稚園教諭及び保育士、公立小・中学校及び義務教育学校の教職員とが協議会を開催するなど連携を深めた。 なお、令和5年3月に改訂した「江東区保幼小連携教育プログラム」を、区内保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び義務教育学校に配布した。
---------------	---

4. こどもの貧困対策(江東区こども・子育て支援事業計画P.62-63参照)

区では、こどもの貧困に関し、生活困難層の状況やニーズを把握するため、平成30年度に子育て世帯生活実態調査を実施した。この結果等を踏まえ、基本目標3-③「生活困難層への支援」に掲げた取り組みを中心に、福祉や教育、就労など様々な分野の取り組みを通じ、こどもの貧困対策を総合的に進めていく。

(1) 教育の支援【保護第一課・保護第二課・学務課・教育支援課・教育センター】

(R6.3.31現在)

<p>令和5年度 取組状況</p>	<p>【子どもの学習支援事業(まなびサポート事業)】 「貧困の連鎖」防止のため、学習支援を行い、学力の向上を図る(生活保護受給者も対象)。</p> <p>①まなび支援員(保護第一課・第二課各1名配置)による事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校進学支援プログラム…中学3年生の子どもを持つ被保護世帯に対して、高校進学に対する意識を高め、受験への支援を行う。 ・次世代育成プログラム…被保護者及び生活困窮世帯の小学生～高校生(学校に在籍していない18歳までを含む)及び保護者に対し、学力向上を主眼に置いた支援を行う。 ・高校生進路支援プログラム…高校生のいる被保護世帯に対して、入学から卒業までの間、進路指導に沿った支援を行う。 <p>[令和5年度実績]</p> <p>高校進学支援プログラム支援対象者(中学生) 36名 高校進学者数 33名 次世代育成支援プログラム支援者 39名 高校生進路支援プログラム支援者 129名</p> <p>②まなび塾 学習習慣が身につけていない、家に学習環境が無い子どもたちに学習の機会・場を提供する。 [令和5年度実績]</p> <p>通塾型:小学生(4年～6年)50名 中高生 78名 訪問型:小学生(4年～6年)12名 中学生 23名</p> <p>【受験生チャレンジ支援貸付相談事業】 都の貸付事業を運営するもので、中学3年生、高校3年生等の受験生を持つ低所得世帯主に対して学習塾、受験対策講座等の受講費用および高校、大学受験料を無利子で貸付ける。(令和4年度より収入要件が緩和され支援対象が拡大した) [令和5年度実績]</p> <table border="0"> <tr> <td>相談件数</td> <td>3,382件</td> </tr> <tr> <td>チャレンジ支援貸付件数</td> <td>499件</td> </tr> </table> <p>(貸付数内訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>塾代</td> <td>中学3年生</td> <td>152件</td> <td>高校3年生等</td> <td>86件</td> </tr> <tr> <td>受験料</td> <td>中学3年生</td> <td>147件</td> <td>高校3年生等</td> <td>114件</td> </tr> </table> <p>【母子及び父子福祉資金による高校、大学等への就学貸付資金】 都の貸付事業を運営するもので、ひとり親家庭の子が高校、大学等において就学するのに必要な資金(授業料、施設費、通学費、教科書代など)を貸付ける。 [令和5年度実績]</p> <table border="0"> <tr> <td>高校・高専</td> <td>19件</td> <td>5,716,700円</td> </tr> <tr> <td>短大・専修学校等</td> <td>7件</td> <td>5,037,000円</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>42件</td> <td>25,463,650円</td> </tr> </table> <p>【実費徴収補足給付事業】 新制度移行園については生活保護受給世帯を対象に教材費の補助を実施(3名)。 私学助成幼稚園については低所得世帯と第三子以降の園児に対し、給食費(副食費)の補助を実施(96名)。</p> <p>【スクールカウンセラー派遣事業】 都費スクールカウンセラーを区立69校(小学校45校、中学校23校、義務教育学校1校)、区費スクールカウンセラーを区立73校園(幼稚園17園、小学校36校、中学校20校)に配置。 区立小学校・義務教育学校(前期課程)の5・6年生の児童、区立中学校・義務教育学校(後期課程)の生徒を対象としたSNS教育相談を毎週月曜日17時から21時(8月18日から9月1日は毎日)で実施。</p> <p>【スクールソーシャルワーカー活用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置人数:10名配置(令和5年度より5名から10名に増員) ・年間対応児童生徒数:510名(前年度比232名増) ・令和5年度より申請による訪問から全校への週1回巡回訪問に変更 ・無料または低額でこどもがひとりでも安心して行けることも食堂等の活用。 	相談件数	3,382件	チャレンジ支援貸付件数	499件	塾代	中学3年生	152件	高校3年生等	86件	受験料	中学3年生	147件	高校3年生等	114件	高校・高専	19件	5,716,700円	短大・専修学校等	7件	5,037,000円	大学	42件	25,463,650円
相談件数	3,382件																							
チャレンジ支援貸付件数	499件																							
塾代	中学3年生	152件	高校3年生等	86件																				
受験料	中学3年生	147件	高校3年生等	114件																				
高校・高専	19件	5,716,700円																						
短大・専修学校等	7件	5,037,000円																						
大学	42件	25,463,650円																						

令和5年度 取組状況 (前頁からの続き)	<p>【日本語指導員派遣事業】 <中国語等専門員における日本語指導> ・指導時間数:4,857時間(前年度比1,068時間増) <日本語指導が必要な児童・生徒への学習・日本語支援事業> ・支援児童数:41名(前年度比14名増)</p> <p>【教育相談事業】 学校生活や家庭生活、友達関係、発達等に不安を抱える保護者を対象に以下の相談を実施。 電話相談:月～金曜日 午前9時～午後4時30分 実施(祝日・年末年始を除く) 面接相談:月～金曜日 午前9時～午後4時30分 実施(祝日・年末年始を除く) 電話相談の中で、臨床心理士による面接が必要なケースについて実施している。 [令和5年度実績] 電話相談件数:522件 面接相談件数:650件</p>
----------------------------	---

(2) 生活の安定に資するための支援【保護第一課・保護第二課・こども家庭支援課・養育支援課】 (R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	<p>【母子緊急一時保護事業】 配偶者等の暴力(DV)からの避難等、緊急に保護を必要とする母子等を自立構成の措置が講じられるまで、指定の施設に一時的に入所させ必要な保護、相談、指導等を行う。 [令和5年度実績] 利用件数 5件</p> <p>【ファミリーサポート事業】 保育園や学童クラブへの送迎や、乳幼児等の一時預かりにより、保護者の安定した就労環境の確保を支援した。</p> <p>【こども食堂支援事業】 こどもの食の確保に貢献するこども食堂運営者の活動を支援するため、引き続き運営に要する経費の一部補助や新たなこども食堂の立ち上げに必要なとなる設備整備等に要する経費についての補助を行った。</p> <p>【子ども家庭支援センター】 保護者の不安を軽減し健全に子育てができるように、無料の相談事業を実施している。</p> <p>【子育てひろば事業】 子育て中の孤独感や育児不安をなくすため、子育てに関する情報交換・悩み相談やこども向け体操等の行事を実施しており、コロナ禍における制限を緩和し、より多くの利用者に対し事業を継続した。</p>
---------------	--

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援【保護第一課・保護第二課】 (R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	<p>【母子家庭等自立支援事業】 高度な専門性のある技能を身につけることにより就職の機会と選択範囲を拡大させ、母子家庭の母又は父子家庭の父を就労、増収に結びつけ経済的自立を促す。</p> <p>①自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父で、就業に結びつく職業訓練、講座等を受講する者について受講費の一部を給付する。 [令和5年度実績] 給付者数 5名 給付金額 548,759円</p> <p>②高等職業訓練促進給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父で、看護師、介護福祉士等の資格取得のため1年以上(令和6年3月31日までに修業する場合は6か月以上)修業しているものについて修業期間の全期間(上限4年)に相当する期間で訓練促進給付金を支給する。また、修了後に修了支援給付金を支給する。 [令和5年度実績] 訓練促進給付金給付者数 27名 給付金額 32,831,500円 訓練修了支援給付金給付者数 11名 給付金額 525,000円</p>
---------------	---

(4) 経済的支援【こども家庭支援課】 (R6.3.31現在)

令和5年度 取組状況	<p>令和5年度から子ども医療費助成において、これまで同様、所得制限なし、自己負担なしで、高校生相当まで助成対象を拡大した。 食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯やひとり親世帯の支援を目的として、令和5年4月より、国の特別給付金を児童1人当たり5万円支給した。(非課税の子育て世帯: 5,541人 277,050千円 ひとり親世帯:3,797人 189,850千円)</p>
---------------	---